内訳	普通会計分	1,840	4,173	△ 2,333	△ 55.9
	公営企業会計等分	—	373	△ 373	皆減
資金区分	公的資金				
	財政融資資金	1,551	2,553	△ 1,002	△ 39.2
	地方公共団体金融機構資金	289	1,993	△ 1,704	△ 85.5

その他同意等の見込まれる項目

東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○外務省・文部科学省告示第一号

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第九十七号）第六条第一項の規定に基づき、海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針（平成十九年外務省・文部科学省告示第一号）を次のように変更したので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十六年二月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

文部科学大臣　下村　博文

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針

まえがき

平成18年６月、海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成18年法律第97号）が施行された。それとあわせて、海外の文化遺産保護に関する国内における連携及び協力の推進を図るため、文部科学省、外務省その他関係省庁、文化遺産国際協力に係る大学その他の教育研究機関（以下「教育研究機関」という。）、独立行政法人（独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際協力機構等）及び民間団体等により構成される「文化遺産国際協力コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）が発足し、関係機関が連携して海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力（以下「文化遺産国際協力」という。）に取り組む体制が整った。

さらに、同法第６条第１項の規定に基づき、平成19年12月に定められた「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針」（以下「第一次基本方針」という。）を踏まえて、我が国の文化遺産国際協力は推進されてきた。

本基本方針は、第一次基本方針策定後における、国際的な諸情勢の変化及び我が国の文化遺産国際協力の推進に関する施策の実施の状況並びに文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）第７条第１項の規定に基づき平成23年２月８日に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第三次基本方針）」を踏まえ、第一次基本方針を見直し、今後おおむね５年間を見通して、策定するものである。

本基本方針の第１においては、文化遺産国際協力の推進の基本的方向として、国等の役割を明らかにするとともに、特に重視すべき方向性と留意すべき事項について定めている。第２においては、第１の基本的方向を踏まえて講ずべき基本的施策について定めている。

なお、本基本方針は、国際的な諸情勢の変化や我が国の文化遺産国際協力に関する施策の実施の状況等を踏まえ、柔軟かつ適切に見直しを行うこととする。

第１　文化遺産国際協力の基本的方向

１．文化遺産国際協力の推進の必要性

⑴　我が国の重要な使命としての文化遺産国際協力

文化遺産は、人類共通の貴重な財産であり、国・地域を越えて、国際的な協力により、これを保護し、後の世代に確実に継承していく必要がある。特に、我が国は、豊かな歴史・文化を有する国として、これまで長年にわたって、史跡、名勝、建造物、絵画、彫刻、工芸品等の有形の文化遺産及び伝統芸能、工芸技術、風俗・慣習や民俗芸能等の無形の文化遺産の保護に関する知識、技術、経験等を蓄積してきた。これらを活用して、海外の文化遺産であって、武力紛争、自然災害、あるいは経済開発等に伴い、損傷し、衰退し、消滅し、若しくは破壊され、又はそれらのおそれのあるものを保護するための協力を推進し、もって世界各地の文化遺産の保護に貢献することは、我が国の重要な使命の一つである。

⑵　諸情勢の変化を踏まえた文化遺産国際協力の推進の必要性

第一次基本方針を策定して以降、社会の国際化はさらに進展し、経済や文化に関する国際交流は一層活発化しており、経済発展が進む国・地域においては、これまで以上に、観光振興や経済及び社会の開発等と、文化遺産の保護及び活用との両立が大きな課題となっている。

こうした課題については、当該国・地域の内外において適切に対応する必要がある。経済及び社会の開発等との調和のとれた文化遺産保護を進めてきている我が国が、持続的な開発と文化遺産保護の先進国として、その知見等を積極的に生かした文化遺産国際協力を推進することについて、国際社会の期待は大きくなっている。

２．文化遺産国際協力の推進に当たっての基本理念

⑴　世界各地の文化の発展への積極的貢献

文化遺産が人類共通の貴重な財産であることにかんがみ、我が国が文化遺産国際協力を行うに当たっては、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かしてその保護に積極的に取り組むことで、我が国の国際的地位の向上にも資するよう文化遺産国際協力の分野において主導的な役割を果たしつつ、また、世界における多様な文化の発展に積極的に貢献するとともに、国民の異なる文化の理解、文化の多様性を尊重する広やかな心の涵養及び国際社会における相互理解の増進が図られるように行うものとする。

⑵　外国の政府及び関係機関等の自主性の尊重

文化遺産国際協力の推進に係る施策については、文化の多様性が損なわれることがないよう、世界各地の文化の特性に配慮するとともに、文化遺産の保護及び活用には、地域住民をはじめとする地域コミュニティの参画が重要であることを踏まえ、文化遺産が存在する外国の政府及び関係機関並びに地域コミュニティの自主的な努力と協働を尊重して支援することを旨として行うこととする。

３．文化遺産国際協力の実施

文化遺産国際協力は、有形、無形の文化遺産を対象として、個別の文化遺産の保護から、文化遺産保護に関する法律の策定等といった政策に関する支援まで、多様な手法で実施されている。我が国においては、海外における文化遺産保護制度の整備状況や実施環境を踏まえつつ、緊急性や必要とされる専門性等に留意して、次のような協力を実施する。

①　保護すべき文化遺産の確認調査・記録作成

②　保護すべき文化遺産の保存管理計画の策定・実施

③　有形文化遺産の保存修復や無形文化遺産の目録作成等

④　文化遺産保護に携わる人材の養成

⑤　文化遺産保護に関する意識の普及・啓発

⑥　文化遺産保護に関する法制の整備その他の政策に関する支援（観光振興や経済及び社会の開発等との調和のとれた文化遺産の適切な保護及び活用の推進に係る支援）

４．文化遺産国際協力の推進における国等の役割

⑴　国の役割

国は、上述２．の基本理念にのっとり、外国政府又は国際機関等からの要請等を踏まえて、文化遺産国際協力の推進に関する施策を策定し、実施し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める。

⑵　教育研究機関等の役割

①　文化遺産国際協力に係る教育研究機関は、文化遺産国際協力に必要な人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めていくことが望まれる。

②　教育研究機関は、文化遺産国際協力に携わる研究者や技術者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者及び技術者の適切な処遇の確保並びに研究施設の整備充実を図ることが望まれる。

③　独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所文化遺産国際協力センター（以下「センター」という。）は、文化遺産の保存修復及び調査研究の分野において、国際協力を推進する極めて重要な専門機